



シェアサイクル「cogbe」が吉岡町にやってきました

前橋市が実施しているシェアサイクル「cogbe」について、交通利便性の向上、また政策連携の一環として、町も参画します。発着場所となるポートも設置し、町民の皆さまにもご利用いただきやすくなります。ぜひ、ご利用ください。

▶利用開始日

令和8年4月1日[※]

▶ポートの設置場所

- ジョイホンパーク吉岡(1階・2階駐輪場)
- カインズ スーパーセンター前橋吉岡店
(ベシアフード入口付近)
- 道の駅よしおか温泉(駐輪場)

▶利用方法

- 専用アプリをインストールしたスマートフォンが必要です。
- 専用アプリのご利用時はBluetooth[®]と位置情報(GPS)機能は「ON」にする必要があります。

シェアサイクルとは

一定の区域に自転車の貸出と返却が可能な拠点(ポート)を多数設置して、どのポートでも自転車の貸出・返却ができるサービスです。レンタサイクルとは異なり、自転車を借りた場所と同じ場所に返却する必要はありません。

▶利用料金

一律100円(税込)／30分

※前橋市が行っている市民認証割引料金は、吉岡町では実施しません。

▶決済方法

クレジットカード 他

▶利用時間

各ポートで異なります。その他詳細はcogbeホームページをご覧ください。



◀cogbeホームページ

※随時更新されます。

問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

吉岡町の地図情報Webサイト 「よしおかまっぷ」が運用開始

2月より、吉岡町の地図情報Webサイト「よしおかまっぷ」の運用を開始しました。

「よしおかまっぷ」では、町の施設など生活に密着した情報から、都市計画など事業者の人が必要な情報まで、さまざまな地図情報が、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、いつでもどこでも閲覧できます。その他、吉岡町の航空写真や、3D表示の地図を見ることができます。

▶アクセス方法

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンなどからご利用いただけます。

▶よしおかまっぷURL

<https://yoshioka-maps.jp>

スマートフォンからは、右記の二次元コードからアクセスできます。



問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

届け出を忘れずに

国民健康保険(国保)の加入・離脱

国保の加入・離脱には、異動があった日から14日以内に届け出が必要で、マイナンバーカードと保険証を紐付けていても届け出は必要ですので、ご注意ください。加入の届け出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があります。離脱の届け出が遅れると、納める必要

のない国保税が課税され続け、しまう場合があります。忘れずに届け出をしてください。

▼問い合わせ先

住民課 保険室

☎ 26・2249 (直通)



▲国保離脱の手続きはスマホなどからも可能です



締め切り間近です

人間ドック補助金(令和7年度分)

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドック(人間ドック併用)です。

持参してください。

□人間ドック健診料の領収書

□健診結果(一式)

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼受診期間

令和7年4月1日～

令和8年3月31日

▼申請期限

令和8年3月31日☒

▼対象
国民健康保険(国保)加入者
受診日現在被保険者の30歳以上の人で、申請日時点で国保税を滞納していない人

後期高齢者医療保険加入者

受診日現在町に住所がある被保険者で、申請日時点で後期高齢者医療保険料を滞納していない人

▼医療機関 ご自身で選定

▼助成金額 2万円

※健診料が2万円以下の場合には支払った金額まで

▼申請方法

受診後、次のものを保険室に

▼申請・問い合わせ先
住民課 保険室
☎ 26・2249 (直通)



届け出に必要なもの

□個人番号が分かるもの □本人確認書類(運転免許証など)

※その他届け出に応じて必要なものがあります。詳しくは以下の表をご覧ください。

届け出が必要なき		上記の他に届け出に必要なもの
加入	他の市区町村から転入してきた/子どもが生まれた	
	職場の健康保険をやめた/扶養家族でなくなった	● 社会保険離脱証明書
	生活保護を受けなくなった	● 保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成された(在留期間が3カ月を超えるなど)	● 特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書) ● パスポート
離脱	他の市区町村に転出する/死亡した	● 町国保の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
	職場の健康保険に入った/扶養家族になった	● 町国保の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 ● 加入した職場の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」(認定日が記入されたもの)
	生活保護を受けるようになった	● 町国保の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 ● 保護開始決定通知書
その他	住所・世帯主・氏名などを変更した	● 町国保の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
	修学のため他の市区町村に転出し、町の資格情報のお知らせなどが必要	● 町国保の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 ● 在学証明書または学生証の写し

※「資格情報のお知らせ」の代わりに、マイナポータルの資格情報(来庁の場合は印刷、電子申請(離脱のみ)の場合はダウンロードファイルを添付)でも可

令和8年は ごみの分け方・出し方冊子の 配布はありません

ごみの分別に大きな変更がないため、毎年3月に配布しているごみの分け方・出し方冊子の配布は、令和8年はありません。引き続き令和7年3月作成版(薄緑色)をご利用ください。

なお、令和8年度の粗大ごみ回収日程表につきましては、別途全戸配布しますので、ご家庭で保管していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

住民課 住民環境室
☎26-2245(直通)

新高校1年生相当年齢の子どもの保護者の皆さまへ

福祉医療費受給資格者証を送付します



令和8年4月1日から利用で

きる福祉医療費受給資格者証を3月中に送付します。現在使用している福祉医療費受給資格者証(有効期限が令和8年3月31日)は4月以降破棄するか、窓口までお持ちください。

▼対象

平成22年4月2日〜平成23年4

月1日生まれの人

※母子・父子家庭および重度心身障害者などで福祉医療費受給資格をお持ちの場合は送付しません。現在お持ちの証を引き続きお使いください。

▼問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)

ご利用ください

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは?

先発医薬品の特許が切れた後に、国の厳格な審査を受けて販売される医薬品のことです。有効成分などは新薬と同等ですが、新薬の7割以下の価格で購入できます。

薬代の差額を通知します

服用中の薬に替わるジェネリック医薬品がある人へ、医薬品を切り替えた場合の自己負担額の差額が分かる通知を毎年9月と3月に送付しています。切り替えの検討にご利用ください。

ジェネリック医薬品への切り替え方法

① 診療を受けている医療機関で「ジェネリック医薬品に切り替えたい。」と伝える。

② 新しい資格確認書などと一緒に届くジェネリック医薬品希望シールを医療機関窓口などで提示する。

※新薬しかない場合や、飲み合

わせが変わることもあります。

医療機関で十分相談した上で切り替えてください。

▼問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)

